# 障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア(医師用)

・ 医療的ケア判定スコアは、医療的ケアを必要とする者が障害福祉サービス等(通所サービスや(短期)入所施設等)を利用するにあたり、どの程度の看護職員の配置を必要とす るか等を判断するためのスコアです。患者が必要とする医療的ケア等について、下部の記載要領に沿って記載をお願いします。

医療機関名							医療機関 住所地	〒	_	 		
							連絡先 電話番号					
患者氏名					患者生年月日				年	月	日	
初回判定年月日	_	_	п		The co	(ふりか	<b>ぶ</b> な)			 		連絡先電話番号
(初回記入欄)	T	F	月	Ħ	医即氏名 							
NICU等から退院した児童の保護者の負担軽減の必要性 有 無												
※ NICU等から退院して間もない(若しくは退院する予定の)児童の場合に限りチェックを付けてください。 ※ 在宅における児童の養育に係る負担が著しく、ホームヘルパーやショートステイ等の必要性があると思われる場合に「有」に○を付けてください。そうでない場合は「無」に○を付けてください。												
NICU等から退院した児童 ※ NICU等から退院して	の保護者の負担転	は退院する	る予定の)		 	無けてく	] ださい。	こ「有」(		  :い。そうで	でない場合	

	①更新判定	判定年月日		_	B		(ふりがな)	連絡先電話番号
更新	(2回目記入欄)		年	月		医師氏名		
時用	②再更新判定 ( <b>3回目記入欄</b> )	豆新判定 判定年月日 年 月 日 医師氏名 記入欄) とおおおおおおおおままでは、 記入欄) とおおおままでは、 記入欄) とおおままでは、 記入欄) とおおままでは、 においまする。	_	_			(ふりがな)	連絡先電話番号
			医師氏名 					

※ 障害福祉サービス等は1年に1回程度(サービスによっては3年に1回程度)更新が必要です。更新時に裏面の医療的ケアスコアの内容に変更がない場合、上記の①更新判定(または②再更新判定)の欄に 判定年月日、医師氏名、連絡先電話番号のみ記載して、申請者に提供してください。医療的ケアの内容に変更があった場合は、新たに判定スコアを作成してください。

### 裏面の医療的ケア判定スコア 記載要領

### 【基本スコア】

申請者が日中及び夜間※においてそれぞれ必要とする医療的ケア(診療の補助行為)について、該当する行為に☑を付けてください。

※「日中」とは障害児者が通所サービス事業所を利用する時間帯(朝~夕方)、「夜間」とは障害児者が(短期)入所施設を利用する深夜帯を含めた全時間帯を指します。

#### 【見守りスコア】

いわゆる「動ける医療的ケア児者」が、自発運動等により装着されている医療機器の作動等を妨げる可能性があるかどうかを評価します。該当する医療的ケアがある場合に、 :見守りスコアの基準(目安)を参考に該当する見守りの程度のうちいずれか一つに☑を付けてください。

# 障害福祉サービス等利用における医療的ケアの判定スコア(医師用)

医療的ケア(診療の補助行為)			スコア	基本	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)			
医统	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 (0点)		
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。								自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分 以内に対応する必要がある場合 (1点)	それ以外の場合	
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)			: 🗆					自発呼吸がほとんどない等ために気管切り 応する必要がある場合(2点)	それ以外の場合		
3 鼻咽頭エアウェイの管	理			5点				上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜き る場合(1点)	それ以外の場合		
4 酸素療法				8点	8点 □			酸素投与中止にて短時間のうちに健康及びたらされる場合(1点)	それ以外の場合		
5 吸引(口鼻腔·気管内)	吸引)	□ 8.		8点				自発運動等により吸引の実施が困難な場	それ以外の場合		
6 ネブライザーの管理				3点	3点						
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻			8点				自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合	
	(2) 持続経管注入ポンプ使用			3点				自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合	
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)				8点				自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合	
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)			5点				自発運動等により皮下注射を安全に実施す	できない場合(1点)	それ以外の場合	
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用			3点				自発運動等により持続皮下注射ポンプを拡	支去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注) インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を 加点しない。				3点	С	]		血糖測定とその後の対応が頻回に必要に	なる可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)								自発運動等により透析カテーテルを抜去す	それ以外の場合		
12 導尿	(1) 利用時間中の間欠的導尿			5点							
注)いずれか一つを選択	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎 瘻、尿路ストーマ)			3点		]		自発運動等により持続的導尿カテーテルを	抜去する可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
	(1) 消化管ストーマ			5点				自発運動等により消化管ストーマを抜去す	る可能性がある場合(1点)	それ以外の場合	
13 排便管理 注)いずれかーつを選択	(2) 摘便、洗腸		□ 5点								
	(3) 浣腸			□ 3点							
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注) 医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合			]	3点				痙攣が10分以上重積する可能性や短時間 高い場合(2点)	のうちに何度も繰り返す可能性が	それ以外の場合	
		(a)基本ス < <sup>8中&gt;</sup>	、コア合計   〈夜間〉		(b)見	守りスコフ	ア合計	(a)+(b)判定スコア <日中>	(a)+(b)判定スコア     <夜間>		

	3点			痙攣が10分以上重積する可能性や短時「 高い場合(2点)	間のうちに何度も繰り返す可能性が		
(a)基本スコア合計	-	(b)見守りスコフ	7合計	(a)+(b)判定スコア	(a)+(b)判定スコア		
<日中> <夜間>				<日中>	<夜間>		